

# 救急救命士の処置範囲拡大について

## ～救命率の向上を目指して～

平成 26 年 1 月 31 日付けで「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、救急救命士が行うことができる処置が拡大されました。

これを受けて、知多地区 5 市 5 町の 6 消防本部では 11 月 1 日から、また、先行して平成 26 年 10 月 1 日から尾張東部地区 6 市 1 町の 5 消防本部で運用を開始することとなりました。

### ○新たに拡大される救急救命処置

#### ・心肺機能停止前の静脈路確保と輸液

血圧が低下して、心臓が停止する危険性のあるショック状態の人や、長時間にわたり狭い場所や機械等に挟まれていた人に対して点滴を行います。

#### ・血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

低血糖状態が疑われる人に対して血糖測定を行い、低血糖であることが確認された場合には、ブドウ糖溶液を投与します。

### ○期待される効果

これまで、救急救命士が医師の具体的な指示を受けて行うことができる処置は、心肺機能停止後の傷病者に対する処置に限られていましたが、心肺機能停止前の重度傷病者に対して救急現場や救急車内等で早期に処置を行うことで、救命効果の向上につながることが期待されます。

### 【運用を開始する消防本部】

10 月 1 日～：尾張東部地区 5 消防本部

(瀬戸市、尾張旭市、豊明市、長久手市、尾三消防本部)

11 月 1 日～：知多地区 6 消防本部

(常滑市、東海市、大府市、知多市、知多中部広域事務組合消防本部、知多南部消防組合消防本部)

※先行して実施する 2 地区の消防本部は平成 24 年度に厚生労働省の実証研究へ参加した消防本部です。

※今後、他の市町においても、医療機関と消防本部の協議が整い次第、運用を開始する予定です。

<問い合わせ>

知多中部広域事務組合消防本部

半田消防署 救急課

0569-21-1492